２項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第48条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第131条の２の５第１項及び第２項中「空港等の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同条第１項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と、同法第134条第１項第４号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。

２　（略）

（裏）

航空法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第134条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

⑴～⑻　（略）

⑼　航空旅客取扱施設の管理者

⑽　第131条の２の２第２項第６号の国土交通省令で定める者

⑾　危険物等所持制限区域の管理者

⑿　保安検査を行う者

⒀　保安検査業務受託者

⒁　預入手荷物検査を行う者

⒂　預入手荷物検査業務受託者

⒃・⒄　（略）

２～４　（略）

（立入検査の拒否等の罪）

第158条　（略）

（略）

第５号様式（附則第４条関係）

（表）

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律

附則第６条第６項の立入検査員証

（略）

２項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第48条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第134条第１項第４号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。

２　（略）

（裏）

航空法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第134条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

⑴～⑻　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

⑼・⑽　（略）

２～４　（略）

（立入検査の拒否等の罪）

第158条　（略）

（略）

第５号様式（附則第４条関係）

（表）

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律

附則第６条第５項の立入検査員証

（略）